

子ども・子育て支援事業計画について

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画

(1) 計画策定について

子ども・子育て支援法第 61 条

市町村は、国が示す基本指針※に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定める

宇和島市子ども・子育て支援事業計画					第二期宇和島市子ども・子育て支援事業計画				
2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度

※国が示す基本指針

子ども・子育て支援法第 60 条

内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を定める

2 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

1 子ども・子育て支援の意義並びに教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

3 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

基本指針に定める
必要がある事項

4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

5 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

内閣総理大臣（平成 26 年内閣府告示第 159 号）

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室（平成 26 年 1 月 20 日付事務連絡）

「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（第一期手引き）

市町村 ニーズ調査の実施

第一期子ども・子育て支援事業計画策定

(2) 第二期計画作成における留意点

内閣総理大臣（平成 30 年内閣府告示第 56 号）

子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正

子育て安心プラン等を踏まえた基本指針の改正

改正の背景

- 子育て安心プランにより、待機児童を解消するために必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度までの2年間で確保した上で、平成32年度末までに待機児童を解消するとともに、平成34年度末までの5年間で25～44歳の女性の就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとされた。
- 新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において、子育て安心プランを前倒しし、平成32年度末までに約32万人分の受け皿を整備することとされた。

改正の内容

(1) 子育て安心プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- ① 子育て安心プランを踏まえ、量の見込み(必要利用定員総数)を定めるとともに、それぞれ必要となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ② 企業主導型保育について、地域枠を市町村の利用者支援の対象とする場合には、保育の確保の内容及びその実施時期を定めること。
- ③ 幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期を定めること。
また、「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業による0～2歳児受入れを行う場合には、3号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期を定めること。
このため、都道府県と市町村が連携して、事業者との情報交換・意見交換を十分に行った上で、積極的な対応を検討すること。
- ④ 必要利用定員総数が、翌年度＞今年度の場合には、認可に係る需給調整において、翌年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。

(2) 国家戦略特別区域法の改正を踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について

- 国家戦略特別区域における小規模保育事業を2号認定子どもの保育の確保の内容及びその実施時期に含めること。

2019 年 4 月 改正基本指針公布(予定)

基本指針の改正方針について

改正のポイント

- 改正内容として考えられるものは、以下のとおり。
 - (1) 平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正(市町村・都道府県の役割と責務の明確化、家庭養育優先原則など)の反映
 - (2) 放課後子ども総合プラン(仮称)の策定による量(ニーズ)の見込みの考え方の変更の反映
※ 子育て安心プランの内容に関しては、既に改正済みであり、平成30年3月30日告示・4月1日施行
 - (3) その他新制度施行後の関連施策の動向の反映
- これらのポイントについて、今後改正の検討を行っていく。

参 考

○ 子ども・子育て支援法(平24法65)
(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3・4 (略)

4

内閣府子ども・子育て本部参事官（平成 30 年 5 月 24 日付事務連絡）
「市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係る利用希望把握調査等について」

内閣府子ども・子育て本部参事官（平成 30 年 8 月 24 日付事務連絡）
「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方について」

※第一期手引きを基本としつつ、「子育て安心プラン」（平成 29 年 6 月 2 日公表）、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）改訂版」等を踏まえ提示されたものであるが、放課後児童健全育成事業及び幼稚園における預かり保育等の取り扱いに関する量の見込みの算出方法については未提示（2018. 12. 7 時点）

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（案）の概要

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成にあたっての量の見込み算出等の考え方（案）の方針

- 第一期市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の「量の見込みの算出等のための手引き」（以下「第一期手引き」という。）を参照することを前提とし、原則として第一期手引き発出後に追加した項目、あるいは第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、新たに記載、修正する項目のみを記載する

追加する主な項目

- ◆「子育て安心プラン」「中間年見直し時の手引き」「改正基本指針（平成30年内閣府告示第56号）」を踏まえた項目
 - 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと
（特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意）
 - 都市開発部局との十分な情報共有
 - 幼稚園における預かり保育等の取扱い
 - ・幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
 - ・一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児の受入れを行う場合は、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
 - 企業主導型保育施設の地域枠の活用
 - ・企業主導型保育施設の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない

2

- 特定教育・保育施設等の定員の取扱い
 - ・必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う
 - ・新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う

◆発出した事務連絡等を踏まえた項目

- 量の見込みの算出に用いる子どもの年齢について（平成26年4月17日子ども・子育て支援新制度説明会資料2<3>）
 - ・量の見込みの算出に用いる子どもの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢（学年齢）とすることも可能
- 放課後児童健全育成事業の量の見込み算出時の留意事項（平成26年5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡）
 - ・就学児に対する利用希望把握調査を行わない場合には、就学児の利用意向を用いて量の見込みを算出するよりも量が多く見込まれる傾向があるため、例えば第一期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと実際の利用実績の乖離度を踏まえるなどの方法により、適正な補正を行う

◆政策動向や現在の子ども・子育てをめぐる状況を踏まえ、新たに追加することが必要な項目

- 放課後子ども新総合プラン（仮称）を踏まえた量の見込みの算出
 - ・放課後子ども新総合プラン（仮称）では、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することを踏まえ、量の見込みを算出すること

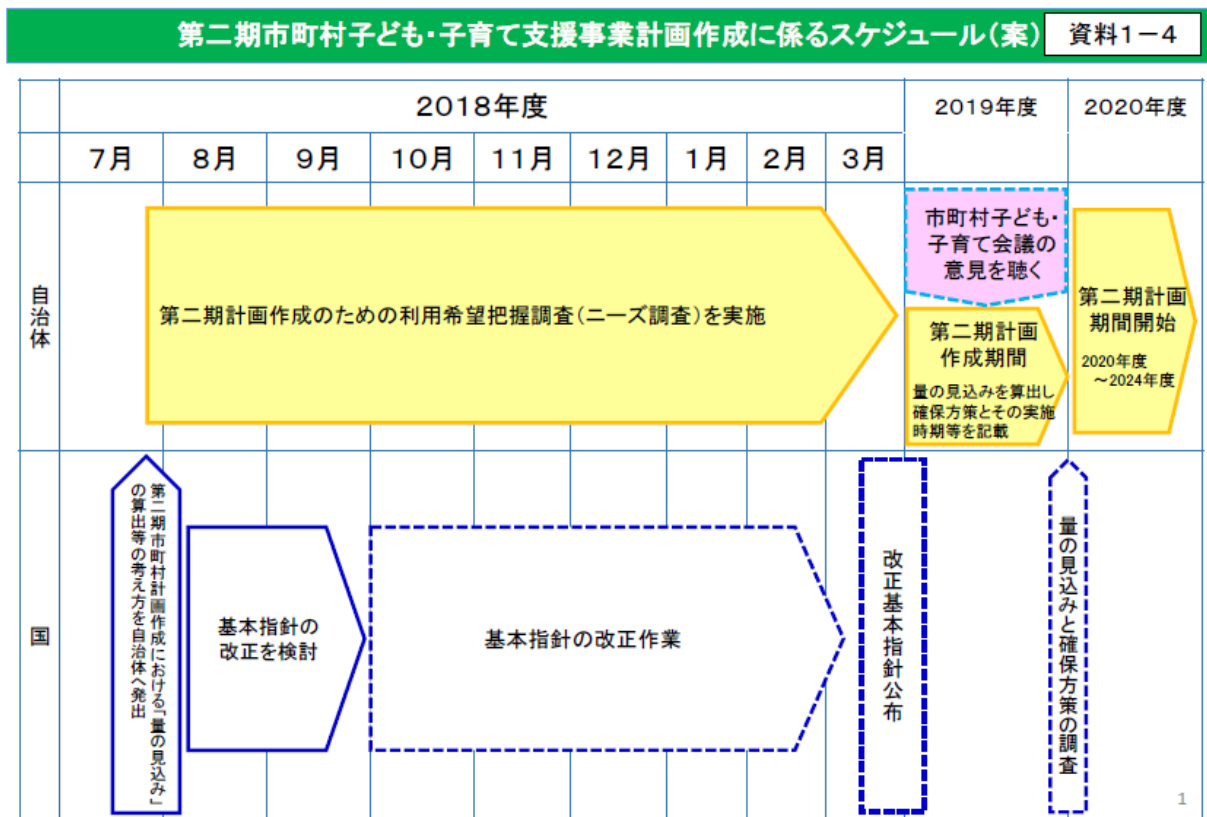
◆その他、留意が必要な項目

- 0歳児の保育の量の見込みの算出について
 - ・育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、量の見込みを適切に算出

3

2. 第二期子ども・子育て支援事業計画の作成

(1) スケジュール概要

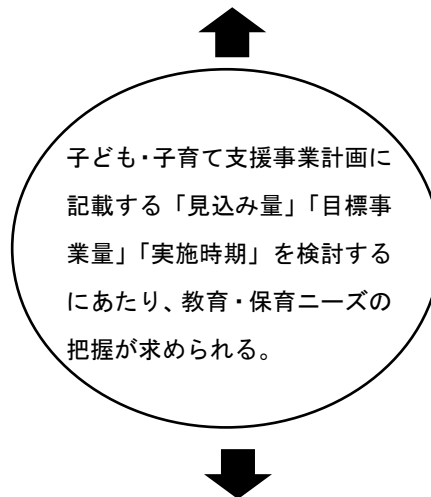


宇和島市	2018 年度					2019 年度		2020 年度
	10 月	11 月	12 月	1 月	3 月	5 月	3 月	第二期計画期間開始
	ニーズ調査業務委託契約※	アンケート調査項目確認	子ども・子育て会議	アンケート調査票回収 アンケート調査票発送	アンケート調査結果報告書	計画策定業務委託契約 教育・保育の「量の見込み」の検討	第二期計画策定 パブリックコメント等による意見聴取 第二期計画素案作成 教育・保育の「確保方策等」の検討	
			ニーズ調査期間		子育て会議意見聴取 第二期計画策定期間			

※ニーズ調査業務委託契約 (契約先)株式会社ぎょうせい (契約金額)1,566,000 円

(2) 計画のイメージ

必須記載項目	任意記載項目
○教育・保育提供区域の設定 ○幼児期の学校教育・保育量の見込み、確保策、実施時期 ○地域子ども・子育て支援事業の見込み、確保策、実施時期 ○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	○産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設の利用確保 ○都道府県が行う施策との連携 ○ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた雇用環境の整備に関する施策の連携など



(3) 「子ども・子育て」ニーズの把握について

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、保護者の利用希望などの把握が義務化されているため、就学前・就学後保護者に対するアンケート調査を行い、意向を把握することが必要である。

教育・保育における「量」の把握と「質」の向上めざす			
給付	子ども・子育て支援給付	事業	地域子ども・子育て支援事業
	○施設型給付 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付 ○地域型保育給付 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育等 ○児童手当		○利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 ○延長保育事業、病児・病後児保育事業 ○放課後児童クラブ ○妊婦検診

[調査票の構成]

ニーズ調査
(国が示す共通設問)

「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」のニーズを把握し、「必要量」を事業計画に反映する

+

独自設問
地域の子ども・子育て支援、連携・協同のあり方

施策に生かすための独自設問を設け、地域の子ども・子育て支援、連携・協同のあり方など「保育と教育の質」を把握する

(4) 宇和島市子ども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ)調査票(案)

宇和島市では、「就学前児童保護者」と「就学後(小学生)児童保護者」を対象とした 2 種類の調査を実施し、調査結果を通じて、前回計画との意向の変化や見込み量算出の基礎資料とする

①調査対象保護者抽出方法と調査件数

平成 30 年 10 月 31 日現在の 0 歳から 12 歳の児童がいる全保護者を対象に、対象者が重複することのないよう留意し無作為に抽出

ア 児童数と調査件数

区分	児童数	調査件数	調査率
就学前	3,062	1,500	48.99%
小学校	3,353	1,500	44.74%
合計	6,415	3,000	46.77%

うち、年齢別地区別児童数と年齢別調査件数(内訳)

年 齢		児童数(A)				計(B)	年齢別割合(C)	調査件数(D) (C)×1,500 件
		宇和島	吉田	三間	津島		各年齢計(B)/就学前・小学生 別小計人数	
就学前	0 歳	298	27	28	41	394	12.87%	193
	1 歳	311	47	27	46	431	14.07%	211
	2 歳	324	47	26	54	451	14.73%	221
	3 歳	332	49	34	40	455	14.86%	223
	4 歳	355	49	32	59	495	16.17%	243
	5 歳	373	55	39	58	525	17.15%	257
	6 歳	215	31	29	36	311	10.15%	152
	小計	2,208	305	215	334	3,062	100.00%	1,500
小学生	6 歳	136	23	16	18	193	5.75%	86
	7 歳	380	49	48	57	534	15.93%	239
	8 歳	402	66	49	72	589	17.57%	264
	9 歳	371	58	42	52	523	15.60%	234
	10 歳	369	65	54	62	550	16.40%	246
	11 歳	417	65	39	80	601	17.92%	269
	12 歳	255	38	29	41	363	10.83%	162
	小計	2,330	364	277	382	3,353	100.00%	1,500
合 計		4,538	669	492	716	6,415		3,000

イ 年齢別地区別児童数割合と調査件数

年 齢		地区別割合(E)					地区別調査件数				
		各地区年齢別人数(A)/各年齢計(B)					(D)×(E)				
		宇和島	吉田	三間	津島	計	宇和島	吉田	三間	津島	計
就学前	0 歳	75.63%	6.85%	7.11%	10.41%	100.00%	146	13	14	20	193
	1 歳	72.16%	10.91%	6.26%	10.67%	100.00%	152	23	13	23	211
	2 歳	71.84%	10.42%	5.77%	11.97%	100.00%	159	23	14	26	222
	3 歳	72.97%	10.77%	7.47%	8.79%	100.00%	163	24	18	19	224
	4 歳	71.72%	9.90%	6.46%	11.92%	100.00%	174	24	14	31	243
	5 歳	71.05%	10.47%	7.43%	11.05%	100.00%	183	27	19	26	255
	6 歳	69.13%	9.97%	9.32%	11.58%	100.00%	105	15	14	18	152
	小計	72.11%	9.96%	7.02%	10.91%	100.00%	1,082	149	106	163	1,500
小学生	6 歳	70.47%	11.92%	8.29%	9.32%	100.00%	61	10	7	8	86
	7 歳	71.16%	9.18%	8.99%	10.67%	100.00%	170	22	21	26	239
	8 歳	68.25%	11.21%	8.32%	12.22%	100.00%	180	30	22	32	264
	9 歳	70.94%	11.09%	8.03%	9.94%	100.00%	166	26	19	23	234
	10 歳	67.09%	11.82%	9.82%	11.27%	100.00%	165	29	24	28	246
	11 歳	69.38%	10.82%	6.49%	13.31%	100.00%	187	29	17	36	269
	12 歳	70.25%	10.47%	7.99%	11.29%	100.00%	114	17	13	18	162
	小計	69.49%	10.86%	8.26%	11.39%	100.00%	1,043	163	123	171	1,500
合 計		70.74%	10.43%	7.67%	11.16%	100.00%	2,125	312	229	334	3,000

②アンケート調査期間(予定)

平成 31 年 1 月 7 日(月) ～ 21 日(月)

③アンケート調査票(案)の概要 ※アンケート調査票(案)・・・別冊

就学前	小学生
☐ 家族構成や保護者の就労状況 ☐ 幼稚園・保育所の利用状況 ☐ 地域の子育て支援事業の利用状況 ☐ 土曜・休日や長期休暇中の教育・保育事業の利用状況 ☐ 病児・病後児の対応状況 ☐ 一時預かりの利用状況 ☐ 就学後の放課後の過ごし方 ☐ 家庭の子育て、地域の子育て環境 ☐ 仕事と子育ての両立 ☐ 市の子育て支援の取り組みについて	☐ 家族構成や保護者の就労状況 ☐ 放課後や長期休暇中の過ごし方 ☐ 病児・病後児の対応状況 ☐ 家庭の子育て、地域の子育て環境 ☐ 仕事と子育ての両立 ☐ 学校教育について ☐ 安心・安全な地域づくりについて ☐ 子育て支援活動について ☐ 市の子育て支援の取り組みについて

(参考)調査対象保護者の子どもの通園(学)施設別一覧

未就学		
No	施設名	人数
0	未就園	449
1	愛和聖母幼稚園	30
2	伊吹幼稚園	35
3	鶴城幼稚園	12
4	八幡幼稚園	17
5	村井幼稚園	18
6	環太平洋大学短期大学部附属幼稚園	43
7	宇和島市立宇和津幼稚園	2
8	宇和島市立明倫幼稚園	7
9	宇和島市立岩松幼稚園	12
10	宇和島市立清満幼稚園	4
11	番城美德認定こども園	61
12	三間認定こども園	44
13	高光保育園	26
14	大浦保育園	26
15	甘崎保育園	7
16	小池保育園	16
17	三浦保育園	8
18	吉田愛児園	36
19	奥南保育園	12
20	たちばな保育園	19
21	玉津保育園	22
22	成妙保育園	9
23	二名保育園	17
24	岩松保育園	55
25	嵐保育園	23
26	北灘保育園	10
27	戸島保育所	2
28	日振島保育所	3
29	宇和島済美保育園	85
30	立正保育園	79
31	尾串保育園	73
32	丸穂保育園	73
33	石丸保育園	51
34	元気の泉保育園	85
35	みゆき保育園	29
合計		1,500

小学校区		
No	施設名	人数
36	宇和津小学校	72
37	高光小学校	27
38	住吉小学校	82
39	鶴島小学校	86
40	天神小学校	77
41	番城小学校	224
42	明倫小学校	244
43	和霊小学校	179
44	旧九島小学校	9
45	結出小学校	4
46	三浦小学校	7
47	蔣淵小学校	2
48	遊子小学校	19
49	戸島小学校	8
50	日振島小学校	3
51	奥南小学校	15
52	喜佐方小学校	21
53	吉田小学校	87
54	玉津小学校	24
55	立間小学校	16
56	三間小学校	76
57	成妙小学校	19
58	二名小学校	28
59	下灘小学校	20
60	岩松小学校	74
61	御槇小学校	4
62	清満小学校	30
63	畑地小学校	19
64	北灘小学校	19
65	旧南部小学校	5
合計		1,500